



はじめに

環境省は災害時に自治体が行う対策の参考資料として、「人とペットの災害対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を平成30年3月に策定しました。

自治体や地方獣医師会が行う被災ペットの救護活動には、ペットフードや飼育用品の支給、獣医療の提供、避難所や応急仮設住宅での飼養・管理の支援、相談窓口の設置、保護が必要な被災ペットへの対応等がありますが、ガイドラインでは誌面の都合上、活動の概要と事例の一部を紹介するまでにとどまっていました。

そこで、被災ペットの救護活動のうち、飼い主とはぐれたペットや、飼い主の死亡等で放浪しているペットの保護、飼い主による飼養が困難になったペットの一時預かりに焦点を当て、放浪ペットの保護や一時預かりのペットを収容するための施設(以下「被災ペット救護施設」という。)の運営等に関して、さらに情報を提供するために、「ガイドラインの副読本」としてこの手引きを作成しました。

ペットの飼い主は、平常時に災害への備えをし、発災時は本人や家族の安全を確保した上で自助(自己の責任)の下でペットと同行避難をすることが理想とされます。

しかし災害時には、同行避難ができたとしても避難所での飼養ができず、一時預かりが必要となるペットや放浪ペットが発生するなど、飼い主の自助のみでは対応できない事態が生じます。このような場合に備えて自治体等は、公助として被災ペットの救護活動を行う必要があります。

被災ペットの救護活動では、被災ペット救護施設が必要になります。放浪ペットの保護やペットの一時預かりは緊急を要するため、被災ペット救護施設は既存施設の利用を基本に、必要最小限の増設等により対応することが合理的だと考えられており、これまでの災害では既存施設の活用で十分に対応できた例が多く認められています。

しかし災害の種類や規模、地理的な条件、季節や気候条件、被災ペットの数などから、新たに被災ペット救護施設を設置せざるを得ない場合も生じます。このような場合には、用地確保、設置期間、設置・撤収費用や作業を十分に考慮する必要があります。

この手引きでは、被災ペットの保護収容の考え方を解説した後、既存施設を活用した被災ペット救護施設の事例と、新たに被災ペット救護施設を設置する場合の注意点等について紹介しています。

災害で飼い主と離れてしまった被災ペットや、飼い主の病気やケガなどの事情から保護収容したペットを、飼い主に返還または新しい飼い主に譲渡するといった対応を、効果的かつ迅速に行うためには、平常時から災害時に「被災ペット救護施設」として活用する施設を想定し、施設の増設や新設も視野に、緊急かつ特殊な状況下で状況に応じてすばやく判断し、活動を開始するための準備をしておく必要があります。

本手引きが、災害時のペット対策を検討する際の一助になれば幸いです。



この手引きを活用するための 前提条件

この手引きはガイドラインの記載を前提に、「被災ペット救護施設」に関する記載部分を補完するために作成されています。

以下に掲げた項目は被災ペットを扱う際に必要な原則として重要ですが、これらはガイドラインで詳しく解説しているため、ここでは概要説明に止めていきます。

なお、ガイドラインの記載ページも示しましたので適宜参照してください。

・災害への備えと対応は「自助」が基本

ペットを飼養している人は自身の災害への備えとともにペットの健康と安全を守る責務を負う。自治体の支援活動は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるようにするものであり、あくまで飼い主による自助の補完である。(p.3、p.7、p.8-9、p.11、p.16、p.32-51、p.91、p.93-94、p.102-103、p.122-134)

・自治体や現地動物救護本部等は、支援対象動物の範囲を明確に

被災地の自治体は、迅速な救護活動に注力するために、救護活動の対象となる動物や救護活動をする対象地域を限定して明確に定義する必要がある。(p.8、p.83)

※この手引きにおけるペットは、ガイドラインと同様に家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指します。特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まないものとしています。

・支援活動の撤収時期を意識した活動の展開

被災地における救護活動の終焉やシェルターを閉鎖する時期は、一例として、ペットの飼養が可能な仮設住宅等への入居時など、飼い主の手元にペットを返すことができた時点が一つの目安となるが、一概には決められないため、状況次第で撤収時期を調整できるように準備をしておく必要がある。(p.114-115)

〈用語の解説〉

○被災ペット救護施設

ガイドラインにおける「動物救護施設」と同義。本手引きでは表題を「被災ペット救護施設運営の手引き」としたため、「被災ペット救護施設」とした。

○被災ペット

災害により避難生活を余儀なくされた、飼い主のいるペットの総称。広義にはガイドライン(p.7)における「放浪動物」を含む。